

非常変災その他緊迫事態発生時の対応について

- 1 県下のいずれかの地域に「特別警報（種類を問わず）」・「暴風を含む警報」が発表されている場合は自宅待機

上記警報が解除され次第、原則として、以下にて授業を行います。

- (1) 午前 6時までに解除のとき → 平常通り
- (2) 午前 8時までに解除のとき → 第3限目から授業
- (3) 午前 9時までに解除のとき → 第4限目から授業
- (4) 午前10時までに解除のとき → 第5限目から授業

*上記警報が解除になっても、安全に十分留意し登校すること。

- (5) 午前10時においても上記警報が発表中のとき → 自宅学習（臨時休業）

- 2 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発表されている場合

*日常利用している交通機関が動いていない場合は自宅か駅で待機し、動き次第、安全に十分留意し登校すること。